

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月 1日

照会部署 南関東ブロック本部相談給付支援部

サービス推進・お客様相談グループ

照会担当者 (一般職) 中津川 高司

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 橋本

(案件)

(受付番号)	常勤役員及び非常勤役員の被保険者資格の取り扱いについて
No. 2010-111	

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適用事業所において使用され、労務の対象として報酬を受けている役員は常勤、非常勤を問わずにすべて被保険者として扱うのか。

また個々の使用実態に合わせて、被保険者として取り扱う場合の判断基準(具体的な出勤日数等)はどのように確認するのか。

通知 昭和24年7月28日 保発第74号

業務処理マニュアル II-1-4 被保険者資格取得届

(回答)

労務の対償として報酬を受けている法人の代表者又は役員かどうかについては、その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準として判断されたい。

(「2010-77 法人の代表者の被保険者資格について」を参照)

回答日 平成22年3月30日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (役職名) 渕 康幸

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

山上

(軽微なものについてはグループ長)